地域再生の今後の進め方について(案)

平成 15 年 10 月 24 日

1. 地域再生本部の設置

地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、内閣に地域再生本部を設置。

- 2. 地域再生の基本的な考え方
- (1)「構造改革なくして日本の再生と発展はない」、「地方にできることは地方に」、「民間にできることは民間に」等の基本を踏まえ、「地域が自ら考え、行動する、国は、これを支援する」こととする。
- (2)また、「構造改革特区」等で培われた地域の自立の精神と活性 化の芽を、今後、更に大きく育てこれを加速し定着させてい くことは重要な課題。
- (3)このためには、まず、それぞれの地域自らが意欲を持って、 自然環境、地場産業・技術、伝統、観光資源等を活用し、例 えば、地域の基幹的な産業の再生・事業転換、新規産業の創 出等のその地域の再生のための計画を策定し、地域経済の活 性化と地域雇用の創造に取り組むことが必要。
- (4)国は、このような地域の再生のための計画の策定を推進するとともに、「現場である地域の視点」でその実現を支援するため、ワンストップで地域の要望を受けとめ、当該地域についての規制緩和や権限移譲、各種の施策の利便性の向上や施策等の連携等により、効率的かつ総合的な支援を行う。
- (5)また、国は、行政サービスのアウトソーシングを阻害している要因を把握し適切な対応策を講ずる等により地方公共団体の事務のアウトソーシングを促進する。

3. 地域再生本部の業務

地域再生本部においては、構造改革特区推進本部等の関係本部等と連携しつつ、以下の業務を行う。

- ・地域再生に関する基本指針の策定(4.)
- ・それぞれの地域の再生のための計画の取り扱いを検討し、ワンストップで国の支援を推進
- ・地方公共団体の事務のアウトソーシングの促進
- ・雇用政策、中小企業政策等の関係政策との連携の推進
- ・その他
- 4. 地域再生に関する基本指針の作成
- (1)地域再生を積極的かつ総合的に推進するため、地域再生本部において、「地域再生に関する基本指針」を策定する。
- (2)「基本指針」は、地域再生に関する基本的な考え方、支援の対象となる地域再生のための計画の考え方、国の支援のあり方、地方公共団体の業務のアウトソーシングの促進の考え方、今後のスケジュール等を定めた今後の地域再生を進める上での基本的な指針となるもの。
- (3)「基本指針」は、地域の声と要望を踏まえて、年内に策定することを目途に作業を進める。

地域経済の活性化と地域雇用の創造

地域が自ら考え、行動する、国はこれを支援する **地方にできることは地方に」 民間にできることは民間に」**

産業再生 金融再生

地域の再生のための計画

規制緩和 権限移譲 各種の支援

アウトソーシングの促進

地方分権

北海道 道州特区

地域再生本部

地域再生担当大臣

地域再生推進室

観光立国

一地域一観光 住んでよし、訪れ てよしの国づくり

地方の都市再生

全国都市再生のための 緊急措置 稚内から石垣まで

横造改革特区

地域の特性に 応じた規制

立ち上がる農山漁村

都市と農山漁村の 共生 対流

地域産業おこしに 燃える人

地域づくりは国づくり

地域クラスター

地域競争力が 日本を再生する

雇用政策

さまざまな資源の活用 自ら考え自ら行動

中小企業政策

自然環境、地場産業・技術、伝統、観光資源、新しい農山漁村、

地域の農作物の資源を生かし、 地域の大学や研究所の生命科 学技術を活用して、アグリビジ ネスや健康産業を創造

地域の図書館等の公共施設の管 理や行政の窓口業務等をアウト ソーシングし、少ない予算で行政 サービスを向上させ雇用を創造

産業集積のある石油コンビナートの産業 構造の転換を図るため、産学官拠点の 整備、港湾物流の機能強化を図りつつ、 次世代型産業の集積地へと転換

自然環境を利用し、環境資源を 維持しながら観光地域としての 魅力を高めるとともに、地域と 都市との交流・対流を進める

地域再生本部

